

## 金融庁／金融審議会

# 「サステナビリティ情報の保証に関する 専門グループ」(第1回)の検討状況

有限責任 あずさ監査法人



金融庁は、2025年2月12日、金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(第1回)を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています(本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています)。

金融庁は、2024年3月26日に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「WG」という)を設置し、我が国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討を開始し、これまでに延べ5回の審議を行っています。

その審議過程において、サステナビリティ情報の保証に関する論点のうち、質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備については、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(以下「専門G」という)を新たに設置し、さらに議論を進めることとされています。

2025年2月12日に開催された第1回専門Gで審議された論点は、以下のとおりです。

### 審議された論点

1. サステナビリティ保証制度について
2. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

本稿では、このうち、上記2(下線項目)について解説します。なお、詳細は[事務局説明資料](#)をご確認ください。

# 1. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

第1回専門Gの事務局説明資料では、第5回（前回）WGで示された方向性を踏まえ、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方について、以下の提案がされました。

第1回専門Gの審議（事務局の提案）	（参考）前回のWGで示された方向性
<p>(1) サステナビリティ保証業務実施者の登録制度について、上場会社等監査人<sup>1</sup>と同等の登録要件および業務管理体制（品質管理体制や人的体制を含む）とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む）</li> <li>● サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制整備</li> </ul>
<p>(2) サステナビリティ保証業務実施者に対して、監査法人および公認会計士（以下「監査法人等」という）と同等の業務制限および義務・責任を課す</p>	<p>監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの</p>
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ISSA5000<sup>2</sup>との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、我が国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする</li> <li>● ISQM<sup>3</sup>と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する</li> <li>● IESSA<sup>4</sup>との整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）および自主規制機関が策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする</li> </ul>	<p>（保証基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成</li> </ul> <p>（倫理・独立性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの</li> </ul>

## ① 登録制度・登録要件及び業務制限・義務（上記(1)および(2)）

### （これまでの審議の内容）

前回（第5回）のWG会議では、サステナビリティ保証の担い手について、サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制が整備されていることを条件に、保証業務実施者の職業にとらわれない（Profession agnostic）制度とすることとし、<sup>2</sup>次の方向性が提案され概ね賛同が得られました。

- 保証業務実施者の保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む）する
- 保証の質を確保するため、監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、義務・責任、倫理・独立性など、制度上同等なものとする

そのうえで、これらをはじめとした質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備については、本専門Gにおいて議論を進めていくこととされました。

### （第1回専門Gにおける事務局提案の主な内容）

1 上場会社等の監査証明業務を行うためには、日本公認会計士協会の上場会社等監査人登録審査会の審議を経て上場会社等監査人名簿への登録を受ける必要がある。  
 2 国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表する「国際サステナビリティ保証基準」（以下同様）  
 3 IAASBが公表する「国際品質マネジメント基準（ISQM）」（以下同様）  
 4 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表する「国際サステナビリティ倫理・独立性基準」（以下同様）

有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報は、投資判断に必要とされる情報であることや財務情報との繋がりを理解できる情報である等の特性を有しており、その信頼性の確保は、日本の資本市場が適切に機能を発揮するために不可欠な要素となることから、高い規律が必要となると考えられます。

また、金融商品取引法に基づく上場会社等監査人においても、同様の考えのもとで高い規律が求められていることから、上場企業等を監査する際に求められる業務管理体制、業務制限および義務・責任等は、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方を検討するうえでも参考になると考えられます。

上記の認識を踏まえ、第1回専門G会議では、サステナビリティ保証業務実施者の登録制度ならびに業務制限および義務・責任について、次の内容が提案されました。

- サステナビリティ保証業務実施者に対して、上場会社等監査人と同等の登録要件および業務管理体制を求める。特に、業務管理体制については、人的体制（サステナビリティ保証業務に関する十分な知識および経験を有する者を確保すること等）および品質管理体制（業務の品質の管理に係る専門部門または主たる従業員の設置等）を含む
- サステナビリティ保証業務実施者にも、監査法人等と同等の業務制限（同時提供の禁止およびローテーションや社員の競業の禁止等）および義務・責任（信用失墜行為の禁止および守秘義務等や虚偽証明等に関する行政処分）を課す

この事務局提案には投資判断に必要とされる情報について信頼性を確保しようとする目的を踏まえて概ね賛同が得られた一方で、業務管理体制の整備等において負荷が高いという懸念を示す意見もありました。また、財務諸表監査の経験やサステナビリティ情報開示に関する基本的な知識を登録要件に追加すべきとの意見や、非財務情報に対する保証の先行事例（GX推進法<sup>5</sup>における要求事項等）やISO規格<sup>6</sup>も制度の検討にあたって参考にしてはどうかとの意見もありました。

また、Profession agnostic制度については、保証業務実施者の競争性の確保からも重要であるとの意見があった一方で、制度の適用対象が限定的であること等を踏まえると、当初は財務諸表の監査人に限定し、段階的に担い手を拡大していくプラグマティックな対応が効果的・効率的である等、さまざまな意見がありました。

---

5 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」

6 国際標準化機構が策定した国際規格をいう。（以下同様）

## ② 保証基準および倫理・独立性（上記(3)）

### （これまでの審議の内容）

前回（第5回）のWG会議では、保証基準や倫理・独立性の規律について、次の方向性が提案され、概ね賛同が得られました。

- 質の高いサステナビリティ保証業務が提供されるための環境を整備するため、国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成する
- 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、検査監督、自主規制は同じものとする

### （第1回専門Gにおける事務局提案の主な内容）

第1回専門G会議では、サステナビリティ情報の保証における保証基準および倫理・独立性の体系について、財務諸表監査における監査基準および倫理・独立性の体系を参考に、次の内容が提案されました<sup>7</sup>。

- サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、我が国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする
- 国際的な品質管理基準であるISQM1と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する
- サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESSAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）および自主規制機関が策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする

なお、検査・監督および自主規制については、後日検討を行うこととされました。

上記の事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、倫理は自主規制の根幹であるため自主規制のあり方と併せて議論する必要があるとの意見や、保証基準の検討においては、国際標準であるISO規格も参考にしようとする意見もありました。

---

7 我が国のサステナビリティ保証基準および倫理・独立性の検討においては、IAASBおよびIESBAが開発したサステナビリティ保証に関する国際基準が参考になるとされています。

## (参考) これまでの審議の状況

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年3月26日)	適用対象企業、適用時期
	全般（情報開示のための環境整備）
第2回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年5月14日)	サステナビリティ開示基準の在り方
	適用対象
	適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング
第3回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年6月28日)	サステナビリティ開示基準のあり方および適用対象・適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の導入における論点
第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年10月10日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の方向性について
第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年12月2日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	サステナビリティ保証制度について

## ■ 関連資料紹介

- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

## ■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



## ■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

## ■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

**過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。**

**あずさ監査法人トップページ(Link)**

■ **会計・開示コンテンツ (Link)**

■ **日本基準 (Link)**

■ **IFRS会計基準 (Link)**

■ **米国基準 (Link)**